○防衛省令第十一号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　　防衛大臣　小泉進次郎

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	八八人	二一三人	一三三人	二一八人	四一九人	一〇七人	六九人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一六	一二	三四	五一	四一	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一八	一〇	三九	四三	七	二
防衛研究所		一	二	三	九	一	一六	五	一	一
統合幕僚監部		一	四	三	八	一七	三八	一一九	一九	五
陸上自衛隊		一	一八	三六	二九九	四九七	八五一一、七九八	七五七	四五	
海上自衛隊			七	二一	一三九	一八八	三一〇	九三一	五一一	七八
航空自衛隊			五	一六	一〇八	二〇四	二五二	八四二	四六八	五九
情報本部		五	九	一四	五二	四九	九四	二五四	一四八	二二
防衛監察本部	一	一	一	二	四	八	六	一一	四	一
地方防衛局	一	三三	二〇	七三	二四六	三八二	五六一	九二七	二八一	八一
防衛装備庁	二	一八	二九	四三	一三五	一五五	一三九	三四三	八九	二八

ロ　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	八八人	二一三人	一三三人	二一八人	四一九人	一〇七人	七一人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一六	一二	三四	五一	四一	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一八	一〇	三九	四三	七	二
防衛研究所		一	二	三	九	一	一六	五	一	一
統合幕僚監部		一	四	三	八	一七	三八	一一九	一九	五
陸上自衛隊		一	一八	三六	二九九	四九七	八五一一、七九八	七五七	四五	
海上自衛隊			七	二一	一三九	一八八	三一〇	九三一	五一一	七八
航空自衛隊			五	一六	一〇八	二〇四	二五二	八四二	四六八	五九
情報本部		五	九	一四	五二	四九	九四	二五四	一四八	二二
防衛監察本部	一	一	一	二	四	八	六	一一	四	一
地方防衛局	一	三三	二〇	七三	二四六	三八二	五六一	九二七	二八一	八一
防衛装備庁	二	一八	二九	四三	一三五	一五五	一三九	三四三	八九	二八

ロ　［同上］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省令第十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　　防衛大臣　小泉進次郎